

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 児童扶養手当の支給要件(申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

下記にチェック(☑)してください。

<input type="checkbox"/>	現在、事実婚状態にありません。
--------------------------	-----------------

※「事実婚」とは、当事者間において社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しているものです。同居していなくても、頻りに定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合等には、事実婚が成立しているものとして取り扱う場合があります。

6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

＜既に、児童扶養手当の認定を受けている場合＞

- 児童扶養手当の登録口座への振込を希望(受取口座の記入・確認書類の添付は不要です。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右欄位でお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1. 西村 2. 東山 3. 北村 4. 南村	本・支店 本・支所 支店コード	1 普通 2 当座		※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）を御記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します。)
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等が発生した際に、市が届出者に確認等を行ったにもかかわらず、令和4年3月25日までに支給が完了できない場合は、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※必要事項を御記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※戸籍謄本または抄本を御用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について市の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」および「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別記様式第4号)
※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月25日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和3年6月25日揭示済み)

草津市告示第221号

令和3年6月4日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和3年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和3年6月28日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

- 令和3年度草津市一般会計補正予算(第3号)
- 令和3年度草津市財産区特別会計補正予算(第2号)
- 令和3年度草津市一般会計補正予算(第4号)

2 要 領 略

(令和3年6月28日揭示済み)

草津市告示第222号

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和3年6月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業(以下「本事業」という。)に関し、「新型コロナウイルス感染症生活困

弱者自立支援金支給要領」(「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」(令和3年6月11日付社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知)別紙)に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用就職 期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。
- (2) 職業訓練受講給付金 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者(新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)を既に他の都道府県、市(特別区を含む。)または福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。)とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付(以下「再貸付」という。)を受けた者であって、自立支援金の申請をした日(以下「申請日」という。)の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること。
 - イ 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること。
 - ウ 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと。
 - エ 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと。
- (2) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。
- (3) 申請日の属する月における、申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民

税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者の収入の額を12で除して得た額(以下「基準額」という。)および昭和38年4月1日厚生省告示第158号(生活保護法による保護の基準を定める等の件)による住宅扶助基準に基づく額(以下「住宅扶助基準に基づく額」という。)を合算した額以下であること。

- (4) 申請日における申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円とする。)以下であること。
 - (5) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。
 - (ア) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - (イ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - (ウ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける。
 - イ 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。
 - (6) 生活保護費または職業訓練受講給付金を現に支給していないこと。
 - (7) 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと。
- (求職活動等要件)

第4条 支給対象者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて次に掲げる求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

- (1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - (2) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
 - (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けること。
- (自立支援金の支給等)

第5条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、自立支援金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する自立支援金は、1月ごとに支給し、その支給額は、次の各号に掲げる申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者の数に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 1人6万円
- (2) 2人8万円
- (3) 3人以上10万円

(支給期間)

第6条 自立支援金の支給期間は、3月とする。

(自立支援金の申請受付開始日および申請期限)

第7条 自立支援金に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、令和3年8月31日とする。

(自立支援金の申請および支給の方式)

第8条 自立支援金申請者は、別紙様式第1号の1の申請書（以下「自立支援金申請書」という。）および別紙様式第1号の2の確認書（以下「自立支援金確認書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 再貸付に係る借用書の写しその他の第3条第1号に該当することを証する書類
- (3) 申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- (4) 申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者の申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し
- (5) 第3条第5号アに該当する場合、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し。第3条第5号イに該当する場合、生活保護の申請を行っていることを確認できる書類の写し
- (6) 自立支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

2 市長は、自立支援金申請書が提出された場合は、前項各号の添付書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、自立支援金申請書を受け付ける。この場合において、前項各号の添付書類等に不足があるときは、市長は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(公共職業安定所への求職申込み等)

第9条 市長は、自立支援金申請者が公共職業安定所

への求職申込みを行っていないときは、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、当該自立支援金申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

2 自立支援金申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写しを市長に提出しなければならない。

(審査および支給決定等)

第10条 市長は、自立支援金申請者から提出された自立支援金申請書および添付書類に基づき、自立支援金の支給の可否を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査を行い、自立支援金の支給を決定した場合は新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）を、支援金の不支給を決定した場合は不支給の理由を明記して新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書（別記様式第3号）を当該自立支援金申請者に交付するものとする。

3 市長は、決定通知書を交付する際、支援金の支給を決定した者（以下「受給者」という。）に対して、求職活動等状況報告書（別記様式第4号）、公共職業安定所における職業相談確認票（別記様式第5号）および新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金常用就職活動状況報告書（別記様式第6号）を交付し、求職活動等の報告を求めるものとする。

(支給方法)

第11条 自立支援金の支給は、自立支援金申請者から指定された金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(常用就職および就労収入の報告)

第12条 受給者は、常用就職したときは、常用就職届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出を行った受給者は、当該届出を行った月以降毎月1回、収入額が確認できる書類の提出をすることにより、市長に就労収入の報告をしなければならない。

(支給の中止)

第13条 市長は、受給者が次のいずれかの事由に該当する場合は、自立支援金の支給を中止するものとする。

- (1) 受給者が、受給中に第4条に該当していないこ

とが判明した場合、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

(2) 受給者が、常用就職により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額および住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止する。

(3) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、直ちに支給を中止する。

(4) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。

(5) 支給決定後、受給者または受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

(6) 受給者が生活保護費を受給した場合は、支給を中止する。

(7) 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止する。

(8) 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は、直ちに支給を中止する。

(9) 上記各号に定めるほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

2 市長は、前項の規定により自立支援金の支給を中止した場合には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書（別記様式第8号）を当該受給者に交付するものとする。

（不当利得の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った自立支援金の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第15条 自立支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（関係機関との連携等）

第16条 市は、自立支援金の支給決定のために特に必要と認めるときは、自立支援金確認書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関等に対し、支給決定のために必要な資料の提供を求めることができる。

2 市は、受給者等の状況等について自立相談支援機関、福祉事務所および社会福祉協議会と情報共有そ

の他の連携を図ることにより、事業の円滑な実施および自立支援金の支給期間終了後の支援への円滑な移行に努めるものとする。

（留意事項）

第17条 事業の実施に当たっては、関係する国の通知等に基づき実施するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

別記
様式第1号の1（第8条第1項関係）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書

フリガナ	
①氏名	
②生年月日	年 月 日 満()歳
③住所	〒 -
④電話番号	
⑤個人番号(マイナンバー)	(わからない場合は空欄でも可)

⑥次の1から4のいずれかの場合であること(1.~4.のいずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)
※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。

1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった

受けていた時期	年 月 ~ 月
再貸付を受けていた社会福祉協議会	

2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である

受けている時期	年 月 ~ 月
再貸付を受けている社会福祉協議会	

3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった

申請した時期	年 月 日(頃)
再貸付を申請した社会福祉協議会	

4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった

相談した時期	年 月 日(頃)
再貸付を相談した自立相談支援機関等	

申立事項

⑦世帯の生計を主として維持している者であること(右欄にチェック)

⑧申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入および預貯金が次のとおりであること

フリガナ						
氏名						合計
続柄	本人					
生年月日						
収入(月額)	円	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円	

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。

年 月 日

草津市長宛 申請者氏名

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1.銀行 4.信連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協 7.信連速	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

(注 意 事 項)
申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

様式第1号の2（第8条第1項関係）

（表面）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式第1号の1）を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと。
 - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける。
 - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける。

※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者および申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護および職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還すること。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下、単に「受給者」という。）が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関または銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

年 月 日

草津市長 宛

上記誓約事項および同意事項について確認の上、誓約および同意します。

申請者住所

申請者氏名

確認事項（以下に該当する場合はチェックを入れること）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

(裏面)

申請時の添付書類

- 1 本人および世帯構成の確認書類
- 住民票の写し
- 2 【申請書（様式第1号の1）の申立事項⑥の1、2に該当する方】
- ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）
 - ② 再貸付の振込状況がわかる通帳（※1）の写し
 - ③ ①が用意できない場合（※2）は、様式第1号の2別紙
【申請書（様式第1号の1）の申立事項⑥の3に該当する方】
 - ① 再貸付の不承認通知の写し
 - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金および総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写しおよび様式第1号の2別紙
【申請書（様式第1号の1）の申立事項⑥の4に該当する方】
 - ① 様式第1号の2別紙
 - ② 緊急小口資金および総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳（※1）の写し
- 3 収入関係書類
- 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
- 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 求職活動関係書類（①と②はいずれか一方の提出で可）
- ① 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し
 - ② 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類
- 通帳の該当部分の写し等
- ※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可
※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること。

(様式第1号の2別紙)

この申告書は、
 ・申請書(様式第1号の1)の申立事項⑥の1～3に該当する方のうち、申請時確認書(様式第1号の2)に記載している添付書類に不足のある方
 ・申請書(様式第1号の1)の申立事項⑥の4に該当する方
 のみ提出が必要となるものです。
 なお、社会福祉協議会に関係書類の再交付等を求める必要はありません。この書類と通帳の写しをご提出ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再貸付不承認・過去借入状況申告書

申告事項

※1については、□のうちいずれか該当するものにチェックを入れた上で、借入時期を記載してください。
 ※2については、申請時確認書(様式第1号の2)に記載している添付書類に不足のある方のみ記入してください。

1 私は、

総合支援資金の再貸付を借り終わった。
 総合支援資金の再貸付が借り入れ最終月である。
 (総合支援資金(再貸付)の借入状況)
 総合支援資金(再貸付)：借入時期(年 月～ 月)

総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった。
 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった。
 (緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況)
 緊急小口資金 ：借入時期(年 月)
 総合支援資金(初回) ：借入時期(年 月～ 月)
 総合支援資金(延長) ：借入時期(年 月～ 月)

ことを申告いたします。

2 添付書類を提出できない理由は下記のとおりです。

____年 ____月 ____日

草津市長 宛
 申請者住所
 申請者氏名

(注意事項)

- 1 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、または受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行うことがあります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、都道府県等から資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、または銀行その他の機関、他関係者に対し照会することがあります。

様式第2号（第10条第2項関係）

第 号

年 月 日

様

草津市長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書

年 月 日付で申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 支給期間 年 月から
年 月まで**（注意事項）**

1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた求職活動等を怠る場合には、支給を中止することがあります。

- ① 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
- ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受けること

※なお、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではありません。

本給付金の受給期間中は、毎月、実施主体に、①、②、③の要件確認のため「求職活動等状況報告書（様式第4号）」、②の要件確認のため「職業相談確認票（様式第5号）」、③の要件確認のため「常用就職活動状況報告書（様式第6号）」を提出してください。

2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第7号）」を提出してください。

3 常用就職している者については、収入額を確認することができる書類を、毎月実施主体に対し提出してください。

様式第3号（第10条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

様式第4号(第10条第3項関係)

草津市長宛

求職活動等状況報告書

この報告書は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定日から1か月以内に実施主体に提出し、以後毎月 日（提出期限）までに報告をお願いいたします。

提出書類は、この報告書とあわせて実施主体にご提出ください。

【この1か月間にあなたが行った活動に✓を入れて下さい。】

①または②のどちらかの活動を行う必要がありますので留意してください。

①

1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けた。

回数：(回)

月 日 () 窓口・別紙の送付・電話・メール・その他

2回以上、ハローワークでの職業相談等を受けた。

回数：(回)

(提出書類) 様式第5号 職業相談確認票

週1回以上、求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた。

回数：(回)

(提出書類) 様式第6号 常用就職活動状況報告書

または

②

生活保護の申請を行った。

(提出書類) 生活保護の申請書の写し (保護の実施機関の受領印があるもの)

月 日 () 申請先： 福祉事務所

上記報告に虚偽がないことを申告します。

提出日： 年 月 日

氏名： _____

住所： _____ 電話番号： _____

(様式第4号別紙)

自立相談支援機関の長

宛

自立相談支援機関相談確認書

【生活の状態について】

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請した時点と比較して、その後変わった点は下記のとおりです。

※一番近い状況に✓を入れてください。(複数回答可。主なもの3つまで)

- 世帯収入が増えた 世帯収入が減った 失業(廃業)した 家族が失業(廃業)した
- 転職をしたい 電気・ガス・水道・携帯電話料金を滞納している 食べ物に困ることがある
- 子どもに必要なもの(学校で使う物や給食費等)を買えない
- (家族も含めて)入院加療が必要な病気にかかった お金を借りた/借りたお金を返せない
- 家賃の安い住宅に引越しをしたい 特に変わらない

【生活上のお困りごとについて】

現在、生活上において困っていること、不安なことは下記のとおりです。

※記入内容について、相談員との面談等を希望される場合は下記に✓を入れてください。

- 電話での相談を希望する 面談での相談を希望する

【生活保護の相談の希望について】

- ※生活保護の相談を希望される場合は左欄に✓を入れてください。

※この確認書の送付をもって、自立相談支援機関の面接等の支援を受けたことといたします。
なお、自立相談支援機関から連絡がある場合がありますので、予めご了承ください。

提出日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名: _____

住所: _____ 電話番号: _____

様式第5号（第10条第3項関係）

職業相談確認票（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）

フリガナ

氏名

住所

電話番号

求職登録日 年 月 日 求職番号

相談日	安定所 確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()

※公共職業安定所において支援を受けた場合は、安定所担当者から所要事項を記入してもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること。）

※公共職業安定所において公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）の相談を行った際、安定所担当者は特記事項欄の該当部分に○をしてください。また、公的職業訓練を受講中の場合は、訓練受講をもって求職活動（職業相談等の支援）とみなします。

※本票は紛失しないよう注意すること。

※公共職業安定所の記入・確認を受けた本票は、都道府県等に提出すること。

様式第6号（第10条第3項関係）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 常用就職活動状況報告書

年 月 日

草津市長宛

フリガナ

氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

私は、常用就職に向けて、以下のとおり求職活動を行いましたので、報告します。
 なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

1. 公共職業安定所を活用した求職活動

公共職業安定所へ通った回数（※） _____ 回

うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数 _____ 件

※ 職業相談確認票（様式第5号）に記録した活動もカウントに含めること。

2. 求職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名				求職先の内容
住所・電話				就業形態
	Tel :			職種
仕事内容				勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

会社名				求職先の内容
住所・電話				就業形態
	Tel :			職種
仕事内容				勤務時間
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

様式第6号（第10条第3項関係）

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 （1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他）	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 （1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他）	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 （1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他）	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月 日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

様式第7号（第12条第1項関係）

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、または6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が支給中止となる収入要件を超える月收入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて、了解します。

草津市長 宛

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

電話番号.....

就職先

フリガナ	
事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給状況

支給期間	年 月から 年 月まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

様式第8号（第13条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書

年 月 日付で、貴方より申請された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、下記の理由により支給を中止することとしましたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
- 2 支給中止の理由

(令和3年6月30日揭示済み)

草津市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和30年草津市条例第5号）第2条第1項の規定により、令和2年度の予算の収入・支出状況、市債の状況および市有財産の状況をここに公表する。

令和3年7月1日

草津市長 橋 川 渉

くさっの家計簿 <令和3年7月18公表>

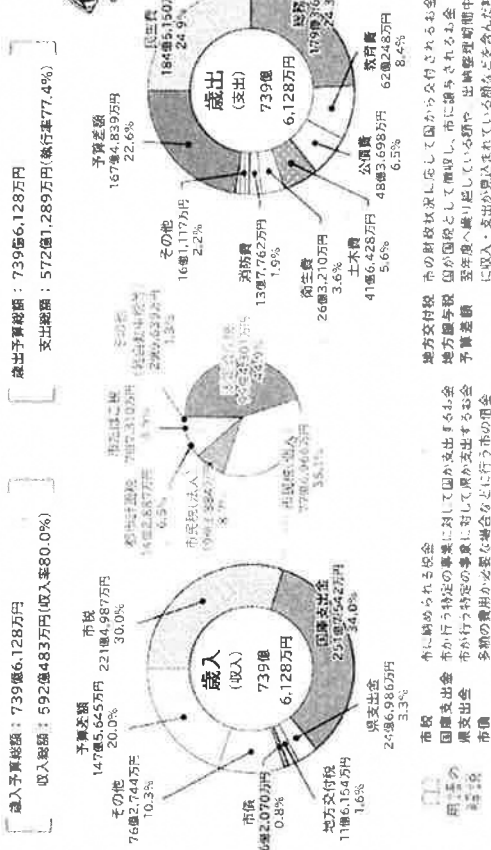
3月末時点の令和2年度の収入・支出や市の財産、市債残高の現状をまとめました。

市の会計年度は、4月から翌年3月までです。3月末までに確定した債権と債務については、受け入れと支払いの手續きを完了するため、出納整理期間(翌年度の4~5月)を設けています。

そのため最終の決算額は、出納整理期間の収入額と支出額を加えた額になります。前年度の最終の決算額は、広報くさつ12月1日号でお知らせします。

令和3年3月31日時点の令和2年度の収入・支出

市の基本行政運営を行うための会計です ※()内は総額に占める割合



人口 136,254人 世帯数 60,757世帯 ※R23.3.31時点

1世帯当たり 184億9,637万円 (+1億7,527万円) ※法人市民税などを除く

1世帯当たり 304,432円 (△2,650円) ※()内は前年度比増減額

市民サービスにかかった経費

市民一人当たりにかかった経費 419,899円 (+106,363円)

民生費 高齢者や児童、障害者の福祉の促進、企業や事業のほか、内部管理に

総務費 131,642円 (+100,074円)

土木費 30,563円 (△7,894円)

その他 11,824円 (+1,975円)

教育費 45,521円 (+13,557円)

衛生費 19,318円 (△35円)

消防費 10,111円 (△291円)

公債費 35,500円 (△40円)

歳入 45,521円 (+13,557円)

歳入 45,521円 (+13,557円)

歳入 45,521円 (+13,557円)

歳入 45,521円 (+13,557円)

市の財産

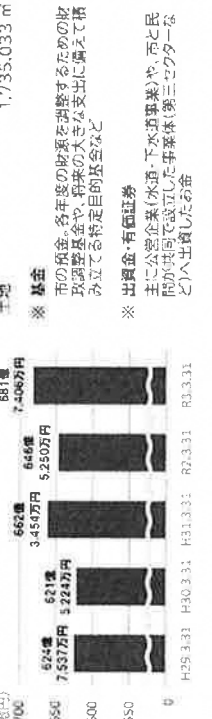
基金 154億6,587万円

出資金 12億3,604万円

有価証券 2,831万円

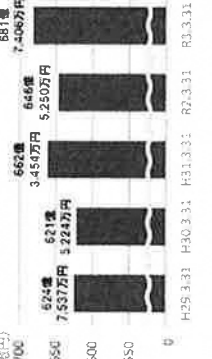
建物(建物面積) 391,185㎡

土地 1,735,033㎡



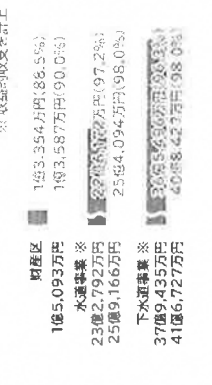
市債残高(長期借入金)

市が道路や学校、下水道などの施設をつくる場合、市債(市の借入金)を財源の一部として活用しています。市債には、長期的な財政確保のほか、長期にわたって返済することによって世代間の負担の公平性の確保を図る目的があります。



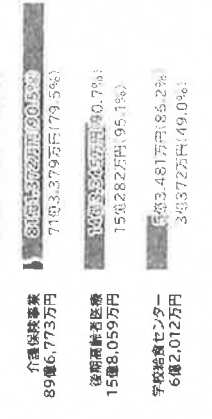
特別会計

特別会計 市の財政状況に応じて国から交付されるお金の地方交付税 留付国庫として確保し、市に譲り渡されるお金の至昇費へ振り起している財源や、出納整理期間中に収入・支出が算込まれていない額を含んだ額



特別会計

特別会計 市の財政状況に応じて国から交付されるお金の地方交付税 留付国庫として確保し、市に譲り渡されるお金の至昇費へ振り起している財源や、出納整理期間中に収入・支出が算込まれていない額を含んだ額



(令和3年7月1日揭示済み)

草津市告示第224号

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例第6条第1項の規定に基づく飼い犬の立ち入り禁止区域について

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例（平成14年草津市条例第50号）第6条第1項の規定により、次のとおり飼い犬（身体障害者補助犬を除く。）の立ち入り禁止区域を定めたので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年7月1日

草津市長 橋 川 涉

立ち入り禁止区域の名称および所在地

名 称	所 在 地
芦浦第一児童遊園	草津市芦浦町319番14

（令和3年7月1日掲示済み）

草津市告示第225号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

国民健康保険税当初賦課納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年7月8日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	LI FENG	滋賀県草津市追分南二丁目3番4-503号ライラックII	2	2
2	佐山 敏行	滋賀県草津市木川町955番地3砂池3地 10棟2号	3	2
3	小倉 一浩	京都府京都市山科区西野後藤17番地34	2	2

国民健康保険税当初賦課納税通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	駒井 崇子		3	3
2	坂本 功	滋賀県草津市野路九丁目14番1-407号ALTA南草津ビュー	3	3
3	高木 頼男	滋賀県草津市野路九丁目14番1-303号ALTA南草津ビュー	3	3
4	ZHANG YUANDONG	滋賀県草津市笠山四丁目2番45-1904号ライズワールド I HARA	3	3
5	TANG LEIHENG	滋賀県草津市笠山四丁目11番11-1522号ビュア・ドミトリー シミズ	3	3
6	WANG HUAN	滋賀県草津市笠山一丁目1番8-1316号UCD-V	3	3
7	田川 良平	滋賀県草津市川原三丁目1番35-201号ジャンポールI	3	3
8	河野 雅加子	滋賀県草津市野村七丁目14番10-308号シグナス イータ	3	3
9	佐山 敏行	滋賀県草津市木川町955番地3砂池3地 10棟2号	3	3
10	庭塚 成典	滋賀県草津市東矢倉二丁目2-33テイエル・みなみ管理317号室 庭塚俊 塚方	3	3
11	井手口 芳弘	滋賀県草津市追分南二丁目2番36号	3	3
12	坂本 昭	滋賀県草津市木川町952番地28	3	3
13	WANG JIALONG	滋賀県草津市東矢倉四丁目14番6-1707号スチューデントHIROSE	3	3
14	斎藤 一	滋賀県草津市南笠山三丁目2番15-1号	3	3
15	HORNBUCKLE CHARLES ROY	滋賀県草津市草津町1669番地1-106レオパレスレオスバル	3	3
16	清藤 剛	滋賀県草津市野路九丁目14番1-401号ALTA南草津ビュー	3	3
17	祐成 好奇	滋賀県草津市駒井坂町126番地4	3	3
18	阪辺 高文	滋賀県草津市野路八丁目21番5-207号PALACIO・KI	3	3
19	吉田 晋	滋賀県草津市大路二丁目15番39号	3	3
20	WANG JIELEI E 潔笛	滋賀県草津市野路九丁目10番1-204号ハイツ三川IV	3	3
21	樋口 真雅	滋賀県草津市野路九丁目10番1-405号ハイツ三川IV	3	3
22	山西 実徳	滋賀県草津市南笠山三丁目16番10号	3	3
23	LI HUA JING	滋賀県草津市野路東四丁目13番8-107号アンビエンテ	3	3
24	吉田 豊	滋賀県草津市上笠山二丁目17番6-304号アーバス草津	3	3
25	山内 勝二	滋賀県草津市吉地町213番地1-206デリアコート吉地II	3	3
26	LIANG HAOWEN 梁 浩文	滋賀県草津市吉地町270番地3サンクリエート・ハヤシ忠監館 1709号	3	3
27	齋藤 良郎	滋賀県草津市木川町864番地レジデンス草津 204号	3	3
28	NGUYEN THI MINH HUYNH	滋賀県草津市笠山三丁目1番18-201号シティハイム梨岡	3	3
29	淺野 成人	滋賀県草津市矢橋町105番地1-523カーサ・ソラツオ	3	3
30	井上 健	滋賀県草津市橋岡町27番地1-201ベルエポック	3	3
31	岡野 延	滋賀県草津市矢倉一丁目7番3-603号ヴィエール・ベルジュ	3	3
32	田中 梨志	滋賀県草津市上笠山一丁目16番38-1号	3	3
33	北野 雅巳	滋賀県草津市矢橋町69番地39	3	3
34	松浦 信	滋賀県草津市木川町909番地木川団地 25棟2号	3	3
35	岡野 和彦	滋賀県草津市追分一丁目9番1-207号リバーサイドカフェー	3	3
36	中林 隆幸	滋賀県草津市矢橋町105番地1-506カーサ・ソラツオ	3	3
37	CHEN YIDAN	滋賀県草津市野路九丁目1番41-403号 ジュネス南草津	3	3
38	川上 真	滋賀県草津市野村一丁目19番11-103号北川マイルーム88	3	3
39	横江 尚志	滋賀県草津市下笠山1020番地2スチューデント宇野 1302号	3	3
40	小林 武史	滋賀県草津市平井一丁目5番23-105号草津南川ハイツ	3	3
41	森岡 達也	滋賀県草津市川原三丁目10番13-201号ハイツキムラ	3	3
42	平田 剛司	滋賀県草津市新浜町167番地日産産業内	3	3
43	山口 北行	滋賀県草津市東草津二丁目7番5号 高岡アパート 7号	3	3
44	野川 航	滋賀県草津市追分五丁目2番15-103号 太陽ハイツ追分	3	3
45	松浦 史輝	滋賀県草津市木川町904番地10	3	3
46	須藤 賢治	滋賀県草津市矢橋町1524番地14	3	3
47	L.L. TASHAN 陸 宅山	滋賀県草津市追分南一丁目4番15-302号クオーレ南草津	3	3
48	中條 壽法	滋賀県草津市野路東五丁目25番20-1007号マリーベル南草津	3	3
49	藤原 知也	滋賀県草津市笠山三丁目18番51-202号E・KハイツII	3	3
50	KAYEMBA HENRY	滋賀県草津市笠山一丁目4番10-403号リパティヒルズII	3	3
51	北村 翔	滋賀県草津市笠山一丁目8番80-706号サニーサイドテラスーK	3	3
52	藤本 隆士	滋賀県草津市上笠山二丁目7番9-1号	3	3
53	WANG QIUYANG 王 秋剛	滋賀県草津市野路東四丁目5番29-306号ニランピタル	3	3
54	鶴田 正信	滋賀県草津市野路東五丁目4番34-205号ニューサンライズ	3	3

(令和3年7月1日揭示済み)

草津市告示第226号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年7月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 1件
 - (2) 差押調書（謄本） 7件
 - (3) 配当計算書（謄本） 5件
- 計13件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年7月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

件数	氏名	住所	市・県民税
1	山下 陽一	草津市青地町213番地1 デイアコート青地1 403号	令和2年度随時納付

差押調書（謄本） 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	間宮 康	北海道富良野市日の出町12番19号NC・サンライズA号室	発番 令和3年 5月18日 草納発第724号
2	藤本 祐平	草津市上笠一丁目25番5-1203号 レイタシティ1号	発番 令和3年 5月18日 草納発第734号
3	前盛 マーククリスチヤン	草津市部分二丁目6番31-202号 グローヴィングヒルズA	発番 令和3年 5月19日 草納発第742号
4	吉岡 理平	茨城県水戸市赤塚1丁目21番5棟の15 ワニーズフラット赤塚102号	発番 令和3年 5月24日 草納発第762号
5	西川 和宏	草津市山寺町11番6番地	発番 令和3年 5月26日 草納発第778号
6	西川 昂	草津市山寺町11番6番地1ダイキン山寺社室 6004号	発番 令和3年 5月31日 草納発第812号
7	田中 智美	大阪府泉大津市清水町6-8	発番 令和3年 6月 2日 草納発第831号

配当計算書（謄本） 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	山下 隆二	草津市平井一丁目12番12号くさつセンチュリーマンション 306号	発番 令和3年 5月24日 草納発第789号
2	山下 隆二	草津市平井一丁目12番12号くさつセンチュリーマンション 306号	発番 令和3年 5月24日 草納発第790号
3	前盛 マーククリスチヤン	草津市部分二丁目6番31-202号 グローヴィングヒルズA	発番 令和3年 6月 1日 草納発第850号
4	吉岡 理平	茨城県水戸市赤塚1丁目21番5棟の15 ワニーズフラット赤塚102号	発番 令和3年 6月11日 草納発第849号
5	藤本 祐平	草津市上笠一丁目25番5-1203号 レイタシティ1号	発番 令和3年 6月11日 草納発第951号

(令和3年7月1日揭示済み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年6月16日

草津市長 橋川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-050
- (2) 工事名 松原中学校屋内運動場大規模改造工事（建築）
- (3) 工事場所 草津市下笠町
- (4) 工事概要 体育館棟大規模改造工事
延床面積 1,390㎡
1階 体育館アリーナ、ステー

ジ、職員室

2階 ギャラリー、屋根

屋根改修工事 防水改修 一式

内部改修工事 天井、壁、床、建具
改修等 一式

(5) 工事期間 契約締結日から令和4年2月21日まで

2 予定価格 237,122,000円(税抜き)

3 最低制限価格 設定する。(事後公表)

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市大路三丁目1番33号

Arimoto Design Works株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和3年度において建

築工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付において、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年6月16日午前9時から令和3年7月9日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年6月16日午前9時から令和3年6月29日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsul.g.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年7月1日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年7月12日午前9時か

- ら令和3年7月13日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。
- (ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）
- (イ) 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- (ウ) 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し
- (エ) 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し
- (オ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し
- (カ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し
- (キ) 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料
- (ク) 見積内訳書
- (5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。
- 9 開札
- (1) 開札日時 令和3年7月14日 午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課
- 10 落札者の決定方法
予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。
- 11 積算疑義申立て手続きに関する事項
- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事業の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。
- 12 入札の無効
- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。
- 13 契約条項を閲覧する場所
草津市総務部契約検査課
- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。
- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納

付を免除する。

- 20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

21 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に仮契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和3年6月16日揭示済み）

公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年6月23日

草津市長 橋 川 涉

名称	位置	利用開始の期日
西渋川六反田児童遊園	草津市西渋川二丁目 字六反田70番7 草津市西渋川二丁目 字六反田71番10	令和3年 6月23日

（令和3年6月23日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年6月24日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市志那中町25番地 社会福祉法人 寿会 理事長 吉本 勝明	草津市志那中町字下樋28番1 外3筆	4,166.85㎡	R3.6.24	1548

(令和3年6月24日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和3年6月24日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路六丁目16番2-203号 西川マンション1 阿部 稜也	草津市南山田町字山寺867番 14	221.59㎡	R3.6.24	1549

(令和3年6月24日揭示済み)

公 告

次の物件は、道路法（昭和27年法律第180号）第43
条第2号の規定に違反するので、同法第71条第3項後
段の規定により公告する。

なお、当該物件は、公告の日から14日以内に所有者
が除去するものとし、期限までに除去されない場合
は、同項前段の規定に基づき市長またはその命じた者
もしくは委任した者が除去する。

令和3年6月25日

草津市長 橋 川 涉

- 1 物件の種類
原動機付自転車
- 2 物件の放置場所
草津市野路東三丁目2086番101 地先
- 3 物件除去の期限
令和3年7月9日
- 4 物件の間合せ先

草津市草津三丁目13番30号
草津市役所建設部 土木管理課
電話 077 (561) 2389

(令和3年6月25日揭示済み)

公 告

草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、草津農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

草津市に住所を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する農業振興地域整備計画の変更案について、草津市に対して意見書を提出することができる。

草津市は、意見書が提出された場合、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により意見書の要旨および当該意見書の処理の結果を公告する。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に草津市に書面にてこれを申し出ることができる。

令和3年7月1日

草津市長 橋 川 涉

- 1 変更する農業振興地域整備計画の名称
草津農業振興地域整備計画
- 2 変更する理由
経済事情の変動その他情勢の推移
- 3 縦覧期間
自 令和3年7月1日
至 令和3年7月30日

- 4 縦覧場所
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号
- 5 意見書の提出および異議の申出先
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

(令和3年7月1日揭示済み)

教育委員会規則

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

草津市教育委員会
教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会規則第6号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2草津市歴史資料収集審査会の項の次に次のように加える。

草津市文化 振興審議会	文化芸術機能等検討部会にのみ属する委員に限り、委嘱の日から部会の担任事務に関する審議が終了する日まで
----------------	--

別表第3草津市歴史資料収集審査会の項の次に次のように加える。

草津市文化 振興審議会	委員の半数以上。ただし、文化芸術機能等検討部会の担任事務以外の議事においては、同部会にのみ属する委員を除いた委員の半数以上	出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
----------------	---	--

別表第4施策評価部会の項の次に次のように加える。

文化芸術機能等検討部会	(1) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に定める機能についての調査審議に関する事務 (2) その他教育委員会が必要と認めること。
-------------	---

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年6月25日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第17号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年7月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和3年7月28日(水) 午後3時00分
- 2 場 所 市役所6階教育委員会室

(令和3年7月1日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第6号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年7月1日

草津市農業委員会

会長 山 本 英 裕

- 1 期 日 令和3年7月12日(月) 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付 議 案 件

- 1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)

- 2) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 3) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 下限面積(別段面積)の設定につき、議決を求めることについて
- 6) 農用地利用集積計画(所有権移転)(案)の決定につき、議決を求めることについて

(令和3年7月1日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第18号

草津市指定下水道工事店の営業所の異動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所の異動があったので、草津市指定下水道工事店規程(平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号)第12条第4号の規定により告示する。

令和3年7月1日

草津市長 橋 川 涉

指定下水道工事店

指定番号 1227 湖栄設備工業所

	新	旧	異動年月日
営業所	東近江市佐野町874-3	東近江市佐野町661番地	令和2年12月21日

(令和3年7月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第19号

草津市給水装置工事事業者の指定について
水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項

の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年7月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1309	株式会社 朝日設備 工業	井上 修 治	大阪府高槻 市西面中一 丁目10番1 号	072-669- 7530
1310	株式会社 雅工業	山本 良 紀	草津市下笠 町1447-6	077-575- 6251

2 指定有効期間

令和3年7月1日から令和8年6月30日まで

(令和3年7月1日掲示済み)

草津市上下水道事業告示第20号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第1号の規定により告示する。

令和3年7月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1310	株式会社 雅工業	山本 良 紀	草津市下笠 町1447-6	077-575- 6251

2 指定有効期間

令和3年7月1日から令和8年6月30日まで

(令和3年7月1日掲示済み)

